

令和2年4月7日

保護者各位

岡山県立玉野光南高等学校
校長 三澤 宏之

新型コロナウイルス感染症（疑い含む）について

1 新学期からの集団感染防止のための協力をお願い

(1) マスクの着用

生徒、教職員間での飛沫による感染リスクを最小限に抑えるため、できるだけ校内でマスクを着用するようお願いいたします。マスクは手作りでも市販のものでも構いません。

(2) 毎朝の健康観察の徹底

登校前には必ず検温し、発熱（37.5度以上）があった場合や咳等の風邪症状がある場合には、登校を控え自宅で様子を見るようお願いいたします。登校中に発熱の症状が出た場合には、教室には入らず保健室や職員室の教員に申し出てください。

朝のSHRで、教員が生徒の家庭での検温結果を確認し、発熱や咳等の風邪症状があった場合や、登校後に同様の症状が出た場合には、別室で待機し保護者に連絡の上、帰宅することになります。学校からの連絡やお迎え等への対応をお願いいたします。

2 学校を休んだ場合の対応について

(1) 新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定める第一種感染症に指定されました。このため、罹患した場合や疑われる場合、欠席扱いではなく「出席停止」の扱いとなります。なお、新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法19条による出席停止」とする目安は次のとおりです。

- ・医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ・新型コロナウイルス感染患者と接触があり、保健所等に医療機関の受診や自宅等での待機を求められた場合
- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

(2) 発熱、咳、喉の痛み等の風邪の症状が見られる場合は、無理をせずご自宅で休養してください。風邪の症状により登校しなかった場合でも、学校を「欠席」したという扱いにはなりません。

(3) 風邪等の症状により欠席する場合は、裏面の【新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）に係る連絡票】に記入・押印の上、再登校時に担任にご提出ください。

(4) 新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は、県内各保健所・支所別に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話の上、受診等の指示を受けてください。